

郵電業第3114号の2
平成12年11月20日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 井上 秀一 殿

郵政省電気通信局長
天野 定

「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）について講すべき措置について」及び「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」に関する追加的に講すべき措置について

（平成11年8月31日付け郵電業第101号、平成12年6月30日付け郵電通第3042号、平成12年7月31日付け郵電技第3011号、平成12年9月19日付け郵電業第3074号の2関連）

指定電気通信設備との円滑な接続のために必要な通信用建物等への接続事業者の設備の設置（コロケーション）の条件及びDSL（デジタル加入者回線）の普及促進等に関しては、本年10月1日付けで施行された電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成12年郵政省令第55号）等を受けて、貴社より接続約款の認可申請があったところであるが、これに関して、本年11月17日に電気通信審議会から別添のとおり、講じられるよう配慮すべき措置が指摘されているところである。

これに関しては、先に貴社にあてて発出した「通信用建物等への接続事業者の設備設置（コロケーション）について講すべき措置について」（平成12年9月19日付け郵電業第3074号の2）及び「DSL（デジタル加入者線）の普及促進及びMDF（主配線盤）等における接続について」（平成12年7月31日付け郵電技第3011号）において求めていた措置に関して、下記のとおり貴社において適切な追加的措置を講ずると共に、その講じた内容を報告されたい。



記

1 コロケーション等に関する情報の開示

(平成12年9月19日付け郵電業第3074号の2記1. (1) ア、イ関連)

(1) 貴社が行うコロケーションに関する情報の開示について、今般の接続約款の変更により運用を行った上で、その範囲（有償・無償の別を含む。）に関する更なる見直しの必要性及びその内容等について貴社において接続事業者と意見交換の上、双方の見解等について本年度末までに報告を行うこと

(2) コロケーションに用いるラックについて、貴社において、求める仕様を明確に定めて公表すること

2 D S Lサービスに関する情報開示

(平成12年7月31日付け郵電技第3011号記3. (1)、別紙1関連)

接続事業者がD S Lサービスの事業展開等の上で必要となる情報等の開示について、今般の接続約款の変更により運用を行った上で、その範囲（有償・無償の別を含む。）に関する更なる見直しの必要性及びその内容等について貴社において接続事業者と意見交換の上、双方の見解等について本年度末までに報告を行うこと

3 接続事業者によるコロケーションに係る工事又は保守に関する措置

(平成12年9月19日付け郵電業第3074号の2記1. (4) エ関連)

貴社がコロケーションに関して行う立会いについて、今回の接続約款の変更案により運用を行った上で、その範囲に関する更なる見直しの必要性及びその内容等について貴社において接続事業者と意見交換の上、双方の見解等について本年度末までに報告を行うこと



(答 申)

平成12年10月20日付け諮問第49号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. 本件に関して提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。
2. 従つて、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）が指定電気通信設備に関する接続約款を変更することについて、次の諸点（括弧内は、参考されるべき別添の当審議会の考え方。）が確保された場合には、認可することが適当と認められる。
 - (1) 「DSLサービス」の用語について、契約約款を作成しない一般第二種電気通信事業者のサービスが排除されないことを明確にするために、その定義の一部表現を改めることを適切にすること。（考え方1）
 - (2) 「端末回線を収容する装置」との接続に関して、DSLAM以外の装置について接続対象地域の限定を行わないことを明確に記載すること。（考え方4）
 - (3) 管路・とう道・通信用建物に関する情報開示を原則として2週間以内で行う旨の記述部分については、例外的ケースについては別途記述が盛り込まれていることに鑑み、努力規定ではなく、実施する規定として表記を改めること。（考え方5）
 - (4) 端末系伝送路設備（メタリックケーブル）の撤去の条件として、
 - ① 事实上非サービスとなったことの事後通知が行われること
 - ② 代替サービス（光ケーブルを使用したサービス）が料金面においてもDSLサービスと同等以上のサービスとなることを追加的に規定すること。（考え方37、38）
 - (5) 接続の中止を行うに当たっては、その根拠を接続事業者に通知する旨を規定すること（考え方41）



- (6) 各種負担額において規定されている「派遣料」及びその類似の料金について、無人局等への派遣が行われるときのみに適用されることを明確に記載すること。(考え方62、67)
- (7) コロケーションに関する工事費、手続費、電力関係費用の内訳明細がコロケーション要望事業者に対して提示されるように明記すること。(考え方47、71、83)
- (8) 預り保守等契約に基づく負担額等において算入することとされている設備管理運営費相当額について、その内容が分かるように明記すること。(考え方72)

3. なお、郵政省が認可を行うに当たっては、別添の当審議会の考え方を踏まえて、特に以下の措置が講じられることを要望する。

- (1) NTT東日本・西日本がコロケーションに関して行う立会い及びコロケーションやDSLサービスに関する情報の開示について、今回の接続約款の変更案により運用を行った上で、その範囲に関する更なる見直しの必要性についてNTT東日本・西日本において接続事業者と意見交換の上、双方の見解等について本年度末までに郵政省に報告を行うこと(考え方48、51、52)
- (2) コロケーションに用いるラックについて、NTT東日本・西日本において、求められる仕様を明確に定めて公表すること(考え方82)

